

## ■農村地域の防災減災対策

(事業名) <b>県営ため池等整備事業</b>	事業主体 県
----------------------------	--------

### ■事業の目的

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池や農業用排水施設等の補修、改築を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。

### ■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、平成30年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり
- 耐震対策工事においては、市町村負担を軽減、農家負担ゼロ

### ■事業内容

① 調査計画事業
地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
②ため池整備事業
災害発生のおそれのあるため池の整備
③用排水施設等整備事業（土砂崩壊防止）
災害発生のおそれのある農業用排水施設等の整備
④農業用河川工作物等応急対策事業
災害発生のおそれのある農業用河川工作物の整備（河川応急）
⑤農業用施設等災害管理対策事業
防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備（危機管理向上）
⑥ため池緊急防災体制整備促進事業
ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等

## ■ 施工事例



## ■ 対象地域

県下全域

## ■ 採択要件

① 調査計画事業	下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
② ため池整備事業	総事業費 800 万円以上、受益面積 10 ha 以上など。ただし特例要件を満たすものは 2 ha 以上
③ 用排水施設等整備事業	総事業費 800 万円以上、受益面積 20 ha 以上など。ただし特例要件を満たすものは 10 ha 以上、土砂崩壊防止工事は防災受益 5 ha 以上
④ 農業用河川工作物等応急対策事業	総事業費 800 万円以上など
⑤ 農業用施設等災害管理対策事業	受益面積 20 ha 以上など
⑥ ため池緊急防災体制整備促進事業	受益面積 2 ha 以上など

## ■ 事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～50%、市町村等：0～25%

## ■農村地域の防災減災対策

(事業名) <b>県営ため池防災対策事業</b>	事業主体 県
-----------------------------	--------

### ■事業の目的

本事業においては、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。

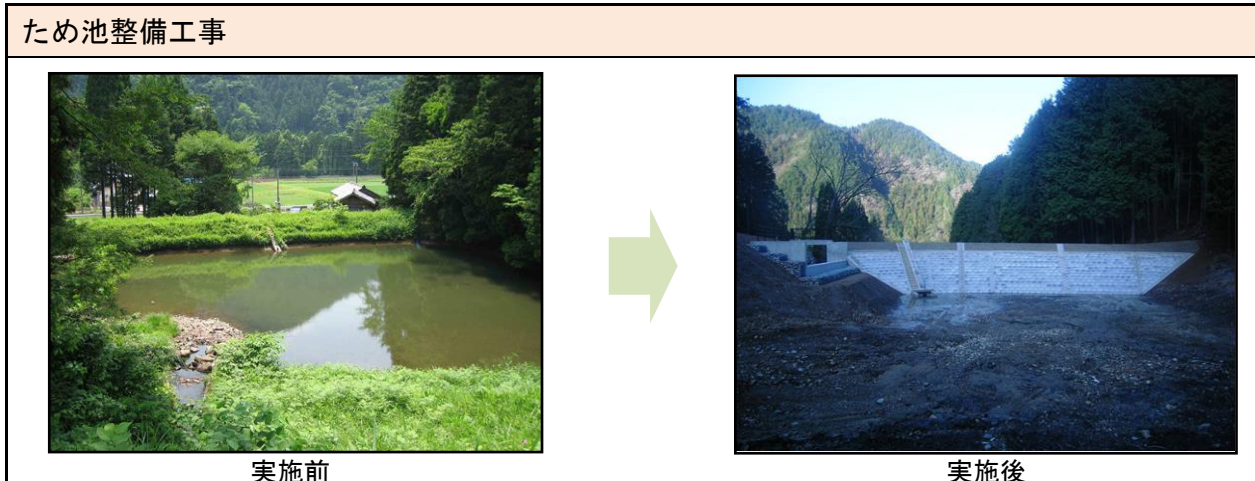
### ■事業のポイント

- 国庫補助事業で実施できないため池や水路の部分改修、補修が可能
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり
- 耐震対策工事においては、市町村負担を軽減、農家負担ゼロ

### ■事業内容

① 調査事業
ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定等
②整備事業
ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） ため池下流水路の改良（合併型）
③促進事業
実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）

## ■ 施工事例



## ■ 対象地域

県下全域

## ■ 採択要件

① 調査事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
② 整備事業
通常一型：受益面積 2 ha 未満かつ受益戸数 2 戸以上など 通常二型：受益面積 5 ha 未満かつ受益戸数 2 戸以上 合併型：ため池本体改修と併せて行うものに限る
③ 促進事業
促進型：県営ため池等整備事業でため池本体の改修を行っているものに限る。

## ■ 事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県：75～100%、市町村等：0～25%

# ■農村地域の防災減災対策

(事業名)

**ため池防災支援事業**

事業主体 市町村

## ■事業の目的

老朽ため池等に係る災害時の人的被害を回避するため、下流地域の測量・調査及びため池の耐震診断を行い、県営ため池防災対策事業などのハード事業の推進に資するとともに、調査結果を利用した避難等の防災体制の強化を図る。

## ■事業のポイント

- ハード整備が進まないため池における防災体制の強化が可能
- 国庫補助要件を満たさない受益戸数2戸未満のため池でも、一斉点検調査が可能

## ■事業内容

ため池防災支援事業

防災マップ、耐震診断、一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進

## ■施工事例

**ため池防災マップ**

見戸ため池 防災パンフレット

防災指示板とは・・・？

規模

危険性

場所

役割

維持管理

問い合わせ先

豊前市役所 経済部 農業部課  
〒509-7292  
豊前市豊前市長府町正家一丁目1番地1  
TEL.0573-26-2111 (代)

被害想定区域

避難所

指定避難所  
豊前市コミュニティセンター TEL.0573-27-3110

## ■対象地域

県下全域

## ■採択要件

ため池防災マップ
①岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること。 ②ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 ③地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池。 ④農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 なお、総事業費が20万円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当りの事業費が10万円以上であること。
ため池の耐震診断
調査にあっては、岐阜県ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命、財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m <sup>3</sup> 以上あること
ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進
岐阜県ため池台帳に記載のため池を対象とする。

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村

負担区分：県：50%、市町村等：50%

## ■農村地域の防災減災対策

(事業名)	事業主体 県
県営湛水防除事業	

### ■事業の目的

低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施することにより、湛水被害の発生を未然に防止し、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。

### ■事業のポイント


- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、平成30年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり

### ■事業内容

① 調査計画事業	地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
② 用排水施設等整備事業（湛水防除）	災害発生のおそれのある農業用排水施設等の整備
③ 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策）	災害発生のおそれのある土地改良施設の耐震改修


### ■施工事例

農業排水機場整備工事



台風による湛水状況

➔



ポンプ施設

施工後

## ■対象地域

県下全域

## ■採択要件

① 調査計画事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
②用排水施設等整備事業（湛水防除）
受益面積は30ha以上、かつ、総事業費が5千万円以上のものなど（農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満、又は、受益面積の50%以上が農用地であるもの）
③農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策）
受益面積は30ha以上、または、総事業費が800万円以上のものなど

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～35%、市町村等：0～15%



## ■農村地域の防災減災対策

(事業名) <b>県営水質保全対策事業</b>	事業主体 県
----------------------------	--------

### ■事業の目的

家庭雑排水等により農業用水の汚濁の著しい地域において、その障害を除去するために農業用排水施設の新設又は改修を実施し、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を図る。



### ■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、平成30年度採択地区まで）、その他地区は定率

### ■事業内容

調査計画事業 地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
水質保全対策事業 水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備

### ■施工事例

水質保全対策工事	
	
実施前	実施後

■対象地域

県下全域

■採択要件

調査計画事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
水質保全対策事業
農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、溶存酸素 (DO) 等の水質基準を満たさない地域で行う農業用排水施設整備等の事業であって、受益面積がおおむね10ha以上であること。

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～35%、市町村等：0～15%

## ■農村地域の防災減災対策

(事業名)	事業主体 県
<b>県営特定農業用管水路等特別対策事業</b>	

### ■事業の目的

石綿等が使用されている農業用管水路や施設の撤去を行うことにより、農業者や周辺住民に対する石綿障害の予防を図る。

### ■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、平成30年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり

### ■事業内容

調査計画事業
地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
特定農業用管水路等特別対策事業
石綿管が使用されている農業用管水路等の変更等

### ■施工事例



■対象地域

県下全域

■採択要件

調査計画事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
特定農業用管水路等特別対策事業
受益面積がおおむね20ha以上。農業用排水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上であること。

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～35%、市町村等：0～15%

## ■農村地域の防災減災対策

(事業名) <b>県営農業用施設緊急改修事業</b>	事業主体 県
-------------------------------	--------

### ■事業の目的

本事業においては、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、施設の緊急的な修復や調査を行う。

### ■事業のポイント

- 突発的事故が発生し人的被害を防ぐ緊急的な補修又は改修を実施。

### ■事業内容

被災の恐れがある地域等の調査。

突発的事故が発生した県営造成施設の緊急的な補修補強。

### ■施工事例



### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となる災害を除く案件で被災した県営造成施設で総事業費が2千万円以上の補修補強

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県：100%

## ■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体	県
県営農道施設強化対策事業		

### ■事業の目的

農道における重要な構造物である橋梁の耐震化、補修や交通安全対策、路面の改良等を行い、整備水準の維持・向上を図るとともに、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。

### ■事業のポイント

- 市町村の管理道路を県が事業主体となって整備
- 土地改良法の手続きが不要

### ■事業内容

#### ・点検診断

ライフサイクルコストの低減を図るため、農道施設の点検診断を実施

#### ・農道機能強化対策

老朽化により機能低下した施設（橋梁など）の修繕や補強、更新、並びに施設機能の保全に必要なその他工事（舗装の打替え）

### ■施工事例

#### 橋梁耐震対策工事（落橋防止工事）



実施前



実施後

## 橋梁耐震対策工事



沓座の拡幅



落橋防止装置の設置



変異制限装置の設置



橋脚補強（施工中）

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

- 農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線であること
- 受益面積の合計が50(30)ha以上であること  
( )は条件不利地域で、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法に基づき指定された地域
- 総事業費が3千万円以上であること
- 農業効果額が総費用の50%以上であること

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50%、県：25%、市町村等：25%